

山形県後期高齢者医療広域連合職員の営利企業の従事制限に関する規則

平成 19 年 2 月 1 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 38 条第 1 項の規定に基づく任命権者の許可を受けなければならない地位及び同条第 2 項の規定に基づく任命権者の許可の基準について定めるものとする。

(許可を受けなければならない地位)

第 2 条 法第 38 条第 1 項に規定する任命権者の許可を受けなければならない地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれらに準ずるものとする。

(許可の基準等)

第 3 条 任命権者は、法第 38 条第 1 項の規定により営利企業等に従事することについて職員から許可の申請があった場合は、次に該当する場合を除き、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り、これを許可することができる。

(1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(2) 職員が勤務する機関又は職員が占める職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

2 任命権者は、前項の規定により許可をした後において、同項各号のいずれかに該当するに至ったとき又はそのおそれがあると認められるに至ったときは、速やかにその許可を取り消さなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。